

Expertise Makes It
Possible

ニュース > コラム > 商標

商標法57条2項、反不正競争法6条2項
New Balanceの権利行使に再び勝つ、
「福建新佰倫」が権利侵害、損害賠償、
改名と判決

日付: Apr 30 2020

@Wanhuida Intellectual Property

www.wanhuida.com

Expertise Makes It Possible

商標法57条2項、反不正競争法6条2項 New Balance の権利行使に再び勝つ、「福建新佰倫」が権利侵害、 損害賠償、改名と判決

ニュース > コラム > 商標

世界の有名ジョギングシューズの王様new balance運動靴の中国総ディーラーである新佰倫貿易(中国)有限公司(以下「新佰倫社」と称する)が万慧達知識産権に依頼して、福建晋江の新佰倫股份有限公司(以下「福建新佰倫公司」と称する)に商標権侵害および不正競争紛争を訴えた。2019年11月15日南京市中級人民法院は、福建新佰倫会社が生産、販売した「N」のマークがついた「NIUBANLUNSI」運動靴に対して商標権を侵害したと認定し、使用した「新佰倫」との文字の企業名称が不正競争行為に該当し、直ちに権利侵害を停止し、新佰倫社に経済的損失300万元及び合理的支出55万元の賠償を支払う命令を下した。

日付: Apr 30 2020

[ニュース](#) > [コラム](#) > [商標](#)